

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する宮古合同庁舎浄化槽設備修繕工事に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和7年6月16日（月）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県宮古合同庁舎 浄化槽設備修繕工事
- (2) 契約の内容 ろ過器空圧弁制御装置および調整水槽ポンプ設備の修繕
- (3) 履行期間 契約の日から ～ 令和8年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県宮古合同庁舎（沖縄県宮古島市平良西里1125）

3 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の改札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しない者であること及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (6) 宮古島内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (7) 沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条による令和7年・8年度建設工事入札参加資格者名簿（電気工事業、管工事業）へ登録されていること。
- (8) 元請けとして国または地方公共団体、その他民間企業等が発注する浄化槽設備工事

の業務について、過去 5 年間で完成・引渡が完了した業務実績を有すること。

4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書等を申込期間内に次の場所に持参し提出すること。FAX によるものは受け付けない。

入札参加資格の有無については、令和 7 年 7 月 4 日(金) (予定) までに書面通知する

(1) 申込場所

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里 1125

沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班 (担当：宮國)

T E L : 0980-72-2551

(2) 申込期間

令和 7 年 6 月 16 日 (月) から令和 7 年 6 月 30 日 (月)

午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜及び祝祭日を除く)

(3) 提出書類

① 申請書等提出確認票

② 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 4 号)

③ 業務実績証明書 (様式第 5 号-①) (入札参加資格用)

④ 業務実績証明書 (様式第 5 号-②) (入札保証金用)

⑤ 保険証書

⑥ 債務者登録票 (様式第 6 号)

⑦ 入札保証金納付書発行依頼書 (様式第 7 号)

④、⑤、⑥ (⑥と⑦は一式)
は、いずれかの提出

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和 7 年 7 月 11 日 (水) 午後 2 時 00 分開始

(2) 入札場所 沖縄県宮古島市平良西里 1125 宮古合同庁舎 2 階円卓会議室

6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金の額

沖縄県財務規則 (昭和 47 年沖縄県規則第 12 号) 第 100 条の規定により、見積る契約金額 (入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの) の 100 分の 5 以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

8 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金説明書」による。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 入札書の内訳の計算に誤りのある入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書（様式第1号）を提出した者で、予定価格の制限範囲内の最も低い金額で入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 最低制限価格

設定しない

12 契約保証金

沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の規定により、見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の 100 分の 10 以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

13 その他

- (1) 代理人が出席する場合は、委任状（第 2 号様式）を当日提出するものとする。
- (2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員に質疑応答書をもって説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札前の下見を希望する場合は、必ず指定管理者である沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班担当（TEL 0980-72-2551）まで連絡のうえ、日程調整すること。

14 入札に関する質問、回答

- (1) 本件入札に関する質問は、質問書（様式第 3 号）を書面にて受け付ける。

ア 受付期間：令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 26 日（木）

午前 9 時から午後 5 時まで（※土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。

イ 質問方法：「質問書」に記載のうえ、電子メールにて提出すること。

ウ 提出先：沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班

aa017205@pref.okinawa.lg.jp

- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：回答日から令和 7 年 7 月 17 日（木）まで

イ 閲覧場所：沖縄県宮古事務所のホームページ